

アマノカード会員規約

第1条（本会員規約に定めるカード）

1. 本会員規約に定めるカードは、株式会社アマノ（以下「アマノ」という）が発行するアマノカード（以下「本カード」という）とします。

2. 会員は、本カードにより以下の機能・制度を利用することができます。

（1）本カードを通じて貨幣的価値を所定の電子的方法で蓄積して利用すること（以下「電子マネーサービス」という）

（2）会員の本カードの利用に応じてアマノが本カードの会員に対してポイントを付与し、獲得したポイント数に応じた特典を提供する制度

（3）その他、アマノが認めたサービス

第2条（本カードの会員）

1. 本カードの会員（以下「会員」という）となるのは、アマノの定める入会申し込みを行い、本会員規約、ポイント規程、電子マネー利用規約、個人情報の利用・収集・提供の同意に関する規程、およびこれに付帯する諸規約・諸規程（以下これらを総称して「利用規約等」という）を承認の上、本カードを保有し、アマノが定める方法で本カードを利用する方をいいます。

第3条（本カードのサービス）

1. アマノは、所定の方法により、会員に対する独自のサービス・特典を提供します。

2. アマノは、利用規約等の定めるところにより、会員に対し電子マネーサービスを提供します。

第4条（個人情報の登録）

1. 会員は、個人情報の利用・収集・提供の同意に関する規程に同意の上、アマノ所定の方法により個人情報の登録を行うものとします。

2. 会員は、アマノに届け出た住所・氏名・電話番号等について変更があった場合には、アマノ所定の連絡先に遅滞なく届け出るものとします。

アマノは会員の登録事項の変更ならびに退会の届けがあった場合は、速やかに変更および消去をいたします。届け出のない場合会員はサービス・特典を受けることができない場合があります。

3. 登録時に必要事項の入力や記載がない、誤りがあるもしくは漏れがある場合、特典を受けることができない場合があります。

第5条（会員資格の喪失）

会員は、以下の各号のいずれかの事由に該当した場合、アマノからの何らの通知等を要することなく、各号に定める日の経過をもって、会員資格を自動的に喪失するものとします。

(1) 本カードのサービスを利用して商品またはサービスを購入（本カードを提示して商品またはサービスを購入した場合を含む。以下「本カードサービス利用購入」という）した最後の日（以下「最終ご利用日」という）から2年間、本カードサービス利用購入が無い場合：最終ご利用日の2年後の応当日が属する年の末日

(2) 2024年1月1日から2026年4月30日までの間、本カードサービス利用購入がない場合：2026年4月30日以降のアマノが別途指定する日

第6条（本会員規約に定めのない事項等）

1. 本会員規約に定めのない事項については、利用規約等が適用されるものとします。

2. 本会員規約が改定され、その改定内容が会員に通知された後に会員が本カードを利用したときは、会員は当該改定を承認したものとみなします。

ポイント規程

第1条（規程の目的）

1. 本規程は、アマノカード（以下「本カード」という）において、会員の利用に応じて株式会社アマノ（以下「アマノ」という）が会員に対してポイントを付与し、獲得したポイント数に応じた特典を提供する制度（以下「ポイントサービス」という）の内容および特典を受けるための条件に関する基本的事項を定めるものです。

2. アマノは、必要と認めたときはいつでも、会員にあらかじめまたは事後に変更内容を告知して、本規程の内容を変更することができるものとします。

3. 本カードに関し、本規程に定めのない事項については、利用規約等が適用されるものとします。

第2条（ポイントサービスによる還元）

1. 会員は、本規程およびご利用の案内等の定めるところに従い、所定の申請を行うことにより、アマノから所定の還元を受けることができます。

2. 会員は、会員資格を喪失した場合、ポイントサービスを利用することはできません。

第3条（ポイントの付与）

1. ポイントは、会員がアマノに来店し、商品またはサービスの購入時精算前に本カードを提示した際に、商品またはサービスの購入と同時に付与されるものとします。

ただし、コンピューターシステムや通信回線に障害が発生した場合、本カードおよびポイントが利用できない場合があります。

2. 次の役務等については、ポイント付与の対象になりません。

(1) アマノが指定した一部の店舗・商品・サービス・支払方法

（２）商品購入時のポイントによる支払部分

第４条（ポイントの付与取消）

ポイント付与された購入商品・サービス等の返品の際は、レシートと本カードを提示いただき、アマノにてポイント付与分の減算処理をいたします。

第５条（ポイントの計算）

ポイントは、次のとおり計算され、（１）～（２）の合計ポイントが付与されるものとします。

（１）商品（一部の商品等を除く）、またはサービスの購入代金ごとに１００円（税別）につき、アマノ所定の率を乗じて得られるポイント

（２）（１）の他、アマノが別途指定する特定の取引等に対してアマノが別途定めるポイント

第６条（ポイントの蓄積と有効期間）

１．ポイントは付与年から２年後の１２月３１日２３時５９分に、自動的に失効します。

（例：西暦２０１９年中に付与されたポイントは全て西暦２０２１年１２月３１日２３時５９分をもって失効します）

２．会員は、ポイントをアマノ所定の限度まで蓄積することができるものとします。

第７条（会員へのポイントの連絡）

第５条の計算に基づきアマノが別途指定する店舗において新たに付与されるポイント数および蓄積された有効なポイント残高等は、アマノが別途指定する方法により会員に通知されます。

第８条（ポイントの利用）

１．ポイントの利用には、アマノの定める入会申し込み手続きからの会員登録が必要です。WEB登録の場合は翌日から、申込書での登録の場合は２～３週間後からご利用いただけます。

２．ポイントは、会員からの請求がある場合、店舗での商品購入時に１ポイント＝１円としてご利用できます。ただし、サービス内容は予告なく変更される場合があります。

３．ポイント利用後の残ポイントは、有効期限内において利用することができます。

４．一度のお支払で利用できるカード枚数は１枚のみとします。

５．ポイント利用は、会員ご本人以外はできません。

第９条（公租公課）

ポイントサービスによる利用について公租公課が課せられる場合、会員は、当該公租公課を負担するものとします。

第10条（ポイントの消滅等）

1. アマノは、会員が次のいずれかに該当したときは、何ら通知することなくポイントを直ちに抹消いたします。

（1）ポイントを不正取得または不正使用した場合

（2）その他本規程に違反したとき

2. 前項によりポイントが抹消された場合、会員は本カードをアマノに返却するものとし、アマノは会員への事前の連絡なく本カードを回収することができ、会員は異議を述べないものとします。

3. 会員が、理由の如何を問わず、ポイントを抹消された場合もしくは電子マネーの利用資格を喪失した場合、既に蓄積されているポイントは全て自動的に失効するものとし、本規程またはポイントサービスにおける権利・義務の全ても自動的に消滅するものとします。

第11条（ポイントサービスに関する疑義等）

1. 会員は、理由の如何を問わず、ポイントサービスにおける権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保を提供したり、または相続させることはできません。

2. ポイントの有効性、ポイント数に関する疑義、その他ポイントの運営に関して生ずる疑義は、アマノの決するところによるものとします。

第12条（終了・中止・変更等）

1. アマノは、予告なしに、いつでもポイントサービスを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとし、会員はあらかじめその旨承諾するものとします。

2. アマノは、第5条にいうアマノ所定の率もしくは加算率を、予告なしに変更できるものとします。

3. ポイントサービスの内容は、日本国の法令の下に規制されることがあります。

第13条（本カードの紛失・盗難）

1. アマノは、個人情報の登録を行った利用者からアマノに対して紛失、盗難等により本カードを喪失した旨の届出があった場合、または個人情報登録された本カードについて第三者から本カードを拾得した旨の届出があった場合、当該本カードおよびポイントについて、使用停止の措置をとることができるものとします。なお、利用者は当該使用停止措置の解除を求めることはできません。

2. 本カードを紛失した場合、もしくは盗難、改竄された場合、またはお客さまの許可なく第三者に使用された場合であっても、ポイントや登録情報の引き継ぎまたは再発行はいたしません。ただし、当社指定の方法によりお客さまの登録情報と一致した場合に限り本カードを再発行いたします。なお、入会申込書の記入等による登録情報に不備があった場合は再発行できません。ポイント規程第15条に規定する連絡先までご連絡下さい。

3. 前項による再発行の場合、アマノによる本カードの使用停止措置が完了した時点のポイント残高が再発行さ

れた本カードに引き継がれるものとします。ただし、アマノが定める方法による本人確認が完了している場合に限ります。

4. 会員が本カードの紛失、盗難などを申し出てからアマノによる使用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。

5. 本カードを紛失したことに伴う不利益または損害が生じて、すべて会員が責任を負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第14条（複数の本カードの保有の禁止）

同一会員は、2枚以上の本カードを保有することはできません。また、複数の本カードを1枚の本カードに統合することはできません。

第15条（お問い合わせ先）

ポイントに関するご質問、お問い合わせは下記までご連絡下さい。

【連絡先】株式会社アマノ 【電話番号】0120-300-410

【受付時間】平日 9:00～17:00（土日祝日・夏季・年末年始の休業日を除く）

電子マネー利用規約

第1条（目的）

本規約は、株式会社アマノ（以下「アマノ」という）が発行する以下に定義する電子マネー、およびアマノカード（以下「本カード」という）利用について規定するもので、利用者の電子マネーおよび本カードに関する取引に本規約が適用されるものとします。なお、本規約に定めのない事項については、利用規約等の定めに従うものとします。

第2条（定義）

本規約における次の用語は、別途定義されない限り、次のとおりとします。

●アマノカード：利用者が本規約に従って電子マネーおよびポイント規程で規定するポイントを蓄積し、利用するために必要な機能を備えたアマノが発行するカード。

●電子マネー：アマノの仕様により、本カードを通じて貨幣価値を電子的方法で電子情報に置き換え、蓄積、使用される円を単位の電子的価値で、アマノが所定の方式で利用者に発行するもの。

●利用者：本カードを保有し、アマノが定める方法で本カードおよび電子マネーを利用する方。

●商品等：利用者が電子マネーの利用により購入または提供を受ける物品、サービス、ソフトウェア、デジタルコンテンツ、および権利等。

●電子マネー店舗端末：利用者が電子マネーの利用により商品等の購入または提供を受ける際に必要となる機器

で、店舗に設置される電子マネーの受入端末機器。(以下「店舗端末」という)

第3条（本カードの貸与等）

1. アマノは、利用者に対して、本規約に基づき本カードを貸与するものとします。利用者は、貸与された本カードを、善良なる管理者の注意をもって管理使用するものとします。

2. 本カードの所有権は、アマノに帰属します。

3. 利用者は、本規約上の地位を第三者に譲渡できず、また本カードを第三者に譲渡・質入その他の担保提供・貸与・寄託等のために提供することはできないものとします。

4. 利用者が、本条第1項、第3項のいずれかに違反した場合、アマノは責任を一切負わないものとします。

第4条（電子マネーの取扱）

1. 利用者が本カードを通じて電子的方法により蓄積することができる電子マネーの金額は、金100,000円相当を限度とします。利用者は、限度額の範囲内であれば何度でも、本規約に従いアマノから電子マネーを購入し、本カードを通じアマノ所定の方法で蓄積することができるものとします。

2. 電子マネーの未使用残高は、アマノ所定の方法で確認することができます。

第5条（禁止事項）

1. 利用者は、以下の目的で電子マネーまたは本カードを使用することはできないものとします。

（1）違法、不正、または公序良俗に反する目的

（2）営利目的

2. 利用者は、本カードの破壊、分解、または解析等を行わず、いかなる理由があっても本カードの複製等を試みてはならず、かつかかる行為に加担・協力しないものとします。

第6条（電子マネーの購入）

1. 利用者は、電子マネーの購入を希望するときは、アマノに対して、各所定の方法により申し込むものとします。

2. 利用者の電子マネーにかかる売買契約は、電子マネーが利用者の本カードを通じて所定の電子的方法により蓄積された時に成立するものとします。なお、利用者は、電子マネーをアマノ所定の金額単位で、かつ一度にアマノ所定の限度額の範囲でのみ購入できるものとします。この場合、購入後の電子マネーの残高はレシート等に表示されますので、利用者は、電子マネー購入後の電子マネー残高表示金額に誤りのないことを確認するものとします。

3. 利用者は、電子マネーの購入をするに際し、本条第1項により電子マネーの購入の申し込みをしたアマノに対して、現金にて購入代金を支払うものとします。

4. 電子マネーは、アマノ所定の時間内に購入することができるものとします。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、電子マネー偽造防止等の安全管理その他やむを得ない事由等により、電子マネーの販売が中止されることがあり、この場合は利用者は異議を述べないものとします。

5. 電子マネーを購入後、返金はできません。

第7条（電子マネーの使用）

1. 利用者は、アマノが運営する店舗において、商品等を購入または提供を受ける際に、本カードを通じて所定の電子的方法により蓄積されたそのご利用可能残高の範囲内で電子マネーを使用して、店舗に当該商品等の代金を支払うことができるものとします。ただし、アマノが電子マネーのご利用ができないものとして指定した商品等の代金の支払には、利用いただけません。

2. 利用者が店舗にて商品等の代金を電子マネーで支払う場合は、店舗端末に利用者の購入した商品等の代金額を入力した後、アマノ所定の方法により同額の電子マネーを移転させ、利用者は当該店舗に対する当該代金を支払うものとします。この場合、商品等の代金額および使用後の電子マネー残高は、店舗端末等から出力される利用明細書に表示され（アマノが指定した店舗を除く）、利用者は、当該代金表示金額および電子マネー残高表示金額に誤りのないことを確認するものとします。

3. 前項の場合、店舗端末に支払が完了した旨の表示がされたときに、利用者の本カードを通じて所定の電子的方法により店舗端末に対する電子マネーの移転が完了し、これにより当該電子マネーと同額の金額を引き渡したのと同様の効果を生じるものとします。なお、店舗端末等に電子マネーが不足している旨の表示がされた場合は、電子マネーによる購入ができない場合があることをあらかじめ了承いただきます。

4. 電子マネーのご利用履歴の確認方法については、アマノ所定の方法で確認いただけます。

5. 電子マネーをご利用いただける店舗は、様々な事情により増減することがありますので、あらかじめご了承ください。

第8条（電子マネーの使用後の取扱）

前条第3項の電子マネー移転後、利用者と店舗の間の電子マネー移転の原因となる取引行為につき店舗が無効、取消、解除等を認めた場合、利用者は、店舗を通じてアマノに対して当該電子マネーの移転の取消、返還を求めることができるものとします。

第9条（本カード等の利用中止等）

1. アマノは、次のいずれかに該当する場合には、利用者に予告することなく本カードおよび電子マネーの利用を全面的に、あるいは部分的に中止または停止することができるものとします。

（1）本カード（利用者の保有か否かを問わない）が偽造または変造されたもの、不正使用されたもの、あるいはその疑いのある場合

（2）本カードの破損その他の事由による電子マネーの破壊および消失、あるいは電子マネーに関するシステム

の故障、停電、通信回線の不全・混雑、その他の事由による店舗端末の使用不能の場合

(3) 電子マネーに関するシステムを管理運用する会社の休業日、休業時間または保守管理その他の事由によりシステムの全部または一部を休止する場合

(4) 利用者の本カードの利用が本規約に違反しまたは違反するおそれのある場合

(5) その他やむを得ない事由が生じた場合

2. 前項の本カード、および電子マネーの全部または一部の利用中止等の場合には、電子マネーにかかる権利の行使その他の請求はできないものとし、これにより利用者に不利益ないし損害が生じた場合でも、アマノは、一切の責任を負わないものとします。

3. 利用者は、次の場合、本カードないし電子マネーを利用してはならないものとします。この場合、利用者は、アマノに対してその旨を直ちに通知するとともに、当該本カードをアマノに直ちに提出するものとします。

(1) 本カードないしこれを通じて所定の電子的方法により蓄積された電子マネーが、偽造、変造されたものであることを知ったとき

(2) 本カードが違法に取得されたものであることを知りながら、もしくは知ることができる状況で取得したとき

(3) 電子マネーが違法に保有されるに至ったとき

第10条（カードの紛失、盗難）

1. 本カードの紛失、盗難等により、本カードを通じて蓄積された未使用の電子マネーの紛失または第三者による不正使用等損害が生じた場合でも、アマノは責任を負わずすべて利用者の負担とします。

2. アマノは、個人情報の登録を行った利用者からアマノに対して紛失、盗難等により本カードを喪失した旨の届出があった場合、または個人情報が登録された本カードについて第三者から本カードを拾得した旨の届出があった場合、当該本カードおよび電子マネーについて、使用停止の措置をとることができるものとします。なお、利用者は当該使用停止措置の解除を求めることはできません。

第11条（再発行等）

1. 本カードを紛失した場合、もしくは盗難、改竄された場合、またはお客さまの許可なく第三者に使用された場合であっても、返金、または再発行はいたしません。ただし、当社指定の方法によりお客さまの登録情報と一致した場合に限り本カードを再発行いたします。入会申込書の記入等による登録情報に不備があった場合は再発行できません。電子マネー利用規約第22条に規定する連絡先までご連絡下さい。

2. 前項による再発行の場合、アマノによる本カードの使用停止措置が完了した時点のチャージ金残高が再発行された本カードに引き継がれるものとします。ただし、アマノが定める方法による本人確認が完了している場合に限ります。

3. 会員が本カードの紛失、盗難などを申し出てからアマノによる使用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。

4. 本カードを紛失したことに伴う不利益または損害が生じても、すべて会員が責任を負うものとし、アマノは一切の責任を負わないものとします。

第12条（有効期限）

1. 電子マネーの有効期限は、最終購入日またはご利用日から2年とします。

2. 前条の有効期限を経過した電子マネーは失効するものとします。

第13条（電子マネーの換金）

1. 電子マネーの換金は、本条第2項に定める場合、第18条に定める場合またはアマノが特に認める場合を除き、行えないものとします。

2. アマノの都合により電子マネーの利用の全部または一部を停止する場合において、電子マネーの利用ができなくなった利用者は、本カードをアマノに返却した上、アマノに対して電子マネーの換金を申し出ることができるものとします。この場合、利用者は第22条規定のお問い合わせ先に連絡し、アマノが利用者のカードを通じて蓄積された未使用の電子マネー額面を確認し、換金を行うものとします。

3. アマノは、個人情報の登録を行った利用者にかかる電子マネーについて換金の申し出を受けた際、アマノにおいて換金を申し出られた方が利用者本人であることが確認できない場合は、換金の申し出を断ることができるものとします。

4. 電子マネーの換金を行う場合、利用者はアマノ所定の手数料をアマノに支払うものとします。

第14条（規約の変更）

1. アマノは、必要に応じ本規約を変更することができるものとします。

2. 本規約を変更する場合、アマノはあらかじめ利用者に対してアマノ所定の方法により変更内容を告知するものとします。当該告知後、利用者が電子マネーを購入しまたは使用したときは、利用者は当該変更内容を承認したものとします。

第15条（契約の終了等）

利用者は、電子マネーの残高がゼロの場合、本規約に従い成立した利用者とアマノとの間の電子マネーおよび本カード利用に関する契約について、アマノ所定の方法により解約を申し出ることができるものとします。また、アマノにおいて利用者が死亡した事実を知った場合、本規約に従い成立した利用者とアマノとの間の電子マネーおよび本カード利用に関する契約は、当然に終了するものとします。

第16条（規約違反等）

アマノは、利用者が次のいずれかに該当したときは、本規約に基づく利用者の電子マネーに関する一切の利用資

格を直ちに取り消すことができるものとします。この場合、アマノは、事前に通知催告を要せず、当該利用者に対し本カードの利用も中止することができるものとし、利用者はこれを異議なく承諾するものとします。

(1) 本規約に違反したとき

(2) アマノが利用者の電子マネーの利用状況等から、利用者として不適当と判断したとき

(3) その他アマノ所定の事由が存するとき

(4) 利用者が第21条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項各号の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、カード利用資格を継続させることが不適当であるとアマノが判断したとき

第17条（本カード等の返却）

前条により本規約に基づく利用資格が取り消された場合、利用者は本カードをアマノに返却するものとし、アマノは、利用者への事前の連絡なく本カードを回収することができ、利用者は異議を述べないものとします。

第18条（本カード等の終了）

1. アマノは、社会情勢の変化、法令の改廃、その他アマノの都合により、本カードおよび電子マネーの取扱を全面的に終了することがあり、この場合、アマノは利用者に対して、アマノ所定の方法で事前に告知するものとします。

2. 利用者は前項の告知後速やかに、未使用の電子マネーについてアマノ所定の換金手続を行うものとします。

3. 前項の換金手続は、アマノ告知後5年間に限るものとします。

第19条（準拠法）

利用者とアマノとの契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

第20条（合意管轄裁判所）

利用者は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、アマノの本社所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を専属の管轄裁判所とします。

第21条（確約事項）

1. 利用者は、利用者が現在次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員

(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関係企業

(5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

(6) その他上記(1)～(5)に準ずる者

2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた要求行為

(3) 本契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてアマノの信用を毀損し、又はアマノの業務を妨害する行為

(5) その他上記(1)～(4)に準ずる行為

第22条（お問い合わせ先）

本カード、電子マネー、または本規約等に関するご質問、お問い合わせは下記までご連絡下さい。ポイントに関するご質問、お問い合わせはポイント規程第15条に規定する連絡先までご連絡下さい。

【連絡先】株式会社アマノ 【電話番号】0120-300-410

【受付時間】平日 9:00～17:00（土日祝日・夏季・年末年始の休業日を除く）

個人情報の利用・収集・提供の同意に関する規程

第1条（カード取引にかかる個人情報の取扱）

1. 株式会社アマノ（以下「アマノ」という）は、アマノカード（以下「本カード」という）の発行および発行後の取引等に際して適正に取得した本カード会員（以下「会員」という）の個人情報を、カード取引を通じた会員へのよりよいサービス提供のために、本規程に定めるところに従い利用・収集・提供、および登録を行うものとします。

2. アマノおよびアマノから個人情報の提供を受けるアマノ指定の企業は、会員の意に反する個人情報の取扱防止と会員のプライバシー保護に十分配慮するとともに、正確性・機密性の維持に努めるべく個人情報を厳重に管理するものとします。

3. 会員は、自己の個人情報の取扱いに関し、本規程に定める内容に同意するものとします。

第2条（カードサービス提供等にかかる利用・収集）

1. アマノは、本契約を含むカードサービス提供業務およびポイントサービスの円滑な実施のため、以下の情報

(以下これらを総称して「個人情報」という) について保護措置を講じた上で利用収集します。

(1) 属性情報：会員が所定の申込書に記載する等により申告した会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他連絡先、アンケート欄への回答内容等(本契約締結後に会員から通知を受ける等により、アマノが知り得た変更情報を含む。以下同じ)

(2) 契約情報：申込日、入会日、入会店舗、会員番号、保有カードの状況、ポイントの残高・還元実績等の契約内容に関する情報

(3) 取引情報：本カードの利用件数、利用金額、利用残高、購入商品等の本カード利用の概況に関する情報

2. 前項の利用・収集目的に該当する業務をアマノが指定する企業に委託する場合、アマノは、当該委託業務の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上で会員の個人情報を預託します。

第3条 (各種サービス実施にかかる利用)

アマノは、下記の目的のために属性情報、契約情報および取引情報を利用します。

(1) アマノの関連事業を含むサービス事業において取り扱う商品・サービス等について、宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の方法によりご案内すること。

(2) アマノの関連事業を含むサービス事業における市場調査、商品開発および営業活動のため。

(3) アマノが指定する企業から委託を受けて行う宣伝印刷物の送付・eメールの送信等による商品等のご案内、市場調査および営業活動のため。

第4条 (個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員は、アマノに対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。

2. 前項の場合、会員が本人であることを証明するため、所定の書類を提示する等、所定の手続に従うものとします。

3. 開示請求により、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、アマノは、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

4. 会員が他の会員もしくはアマノに不利益を及ぼす行為をしたことが判明した場合、アマノは会員の個人情報をその当事者、警察、関連諸機関に通知することがあります。また、裁判所、検察官、警察から、会員の個人情報についての開示を求められた場合についても、情報を開示することがあります。

第5条 (本規程に不同意の場合)

1. 会員が、第3条に同意しない場合、当社は第3条記載のすべての提供・利用を行わないものとします。

2. 前項に該当する場合、第3条に記載した利用目的に関連して会員に提供されるサービスの全部または一部を受けられないことについて、会員はあらかじめ了承します。

第6条（個人情報の提供・利用の中止の申出）

本規定第3条による同意を得た範囲内でアマノが当該情報を利用・提供している場合であっても、中止の申出があった場合、所定の確認手続きを取った上で当該情報の利用・提供を中止します。

第7条（個人情報に関するお問い合わせ先）

宣伝印刷物の送付等の中止、アマノが指定する企業への個人情報の提供中止、および個人情報の開示・訂正・削除の請求について、その他会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご意見は、下記までお願いします。

【連絡先】株式会社アマノ 管理本部

【住所】〒461-0004 名古屋市東区葵一丁目3番15号

【電話番号】052-979-7895

【受付時間】平日 9:00～17:00（土日祝日・夏季・年末年始の休業日を除く）

第8条（本カード契約終了等の場合）

本カード契約終了等により会員でなくなった場合、第2条に基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はありません。

第9条（本規程の変更）

1. 本規程は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。
2. 本規程のうち、取り扱う個人情報の内容、個人情報の収集・利用の目的、情報提供先への提供・利用について変更が生じた場合は、アマノのホームページ等に記載し、お知らせいたします。